

「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」が改定され第5版となっています

「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第5版」の改訂のポイントは以下の通りです。

- 1 病原体・疫学
 - 変異株について感染性や重篤度、ワクチンへの影響等の情報を更新
- 2 臨床像
 - 剖検の調査による報告を追加
 - 重症化リスク因子に妊娠後期を追加
 - 血栓塞栓症、小児家庭内感染、小児多系統炎症性症候群の国内データを追加
- 3 症例定義・診断・届出
 - 病原体診断を更新（新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針・第3.1版に対応）
 - 届出は原則としてHER-SYSを活用することと記載
- 4 重症度分類とマネジメント
 - 中等症Ⅱにおけるネーザルハイフロー・CPAP使用回避の記述を削除
 - 自宅療養者に対して行う治療プロトコールを追加
 - 血栓症対策の治療内容を更新
- 5 薬物療法
 - 投与すべきでない薬剤（ヒドロキシクロロキン、リトナビル）について記載
 - 国内で承認されている医薬品にバリシチニブ（2021年4月23日追加承認）を追加
 - ファビピラビルの国内での観察研究結果を更新
- 6 院内感染対策
 - 感染者の授乳について更新
 - ネーザルハイフロー使用時の感染対策を記載
- 7 退院基準・解除基準
 - 懸念される変異株（VOC）感染者も同様の退院基準であることを記載
 - 人工呼吸器等による治療を行った場合を追加

「新型コロナワクチン」個別接種促進のための財政支援について

令和3年5月25日付事務連絡「新型コロナワクチンの個別接種の促進について」で、ワクチンの個別接種を行う医療機関に対して、以下のような財政支援を行う方向が厚労省から示されました。申請先は県となるようですが、申請方法等の詳細はまだ示されていません。

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。
 - ・ 週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
 - ・ 週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円
2. 医療機関（診療所・病院）が50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、診療所は、1.の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に1.と2.の支援の重複は不可）
3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2.に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師 1人1時間当たり7,550円

看護師等 1人1時間当たり2,760円

原則1回あたり2,070円の接種費用とは別途の交付となります。